

日刊 (日曜日、土曜日、休日休刊)



発行 東京都

目次

告示

- 平成三十一年度東京都補正予算の公表……………一  
……………(財務局主計部議案課)……………一
- 公共測量の実施……………(都市整備局都市基盤部調整課)……………四
- 市街地再開発組合の定款及び事業計画の変更認可  
(二件)……………(都市整備局市街地整備部再開発課)……………四
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区  
域の指定(二件)……………(環境局環境改善部化学物質対策課)……………四
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区  
域の指定の一部解除……………(同)……………六
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区  
域の指定解除……………(同)……………七
- 市街地再開発組合の理事長の就任……………八  
……………(都市整備局市街地整備部再開発課)……………八

告示

●東京都告示第十八号

平成三十年十二月十九日東京都議会の議決を得た平成三十一年度の東京都補正予算を、地方自治法(昭和二十二年法

律第六十七号)第二百十九条第二項の規定により、次のとおり公表する。

平成三十一年一月九日

東京都知事 小池百合子

平成30年度東京都一般会計補正予算

予算総則

平成30年度東京都一般会計の補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ9,165,917千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,055,165,917千円と定める。

2 歳入歳出予算補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1号歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為の補正)

第2条 地方自治法第214条の規定による債務負担行為のうち、工事請負契約及び物件購入契約等に関する債務負担行為を追加し、その事項、期間及び限度額は、「第2号債務負担行為(工事請負契約及び物件購入契約等)補正」による。

第1号 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

科 目		既 定 予 算 額	補 正 予 算 額	計
款	項			
11	繰入金	450,330,327	9,165,917	459,496,244
	03 基金繰入金	415,659,511	9,165,917	424,825,428
歳 入 合 計		7,046,000,000	9,165,917	7,055,165,917

歳出

(単位 千円)

科 目		既 定 予 算 額	補 正 予 算 額	計
款	項			
02	総務費	190,686,000	14,000	190,700,000
	06 防災管理費	9,036,892	14,000	9,050,892
06	都市整備費	134,209,000	10,000	134,219,000
	04 建築行政費	11,285,000	10,000	11,295,000
12	教育費	818,371,000	8,613,733	826,984,733
	01 教育管理費	28,743,000	8,613,733	37,356,733
13	学務費	207,136,000	528,184	207,664,184
	02 私立学校振興費	184,256,000	528,184	184,784,184
歳 出 合 計		7,046,000,000	9,165,917	7,055,165,917

## 第2号 債務負担行為（工事請負契約及び物件購入契約等）補正

(単位 千円)

番号	事 項	期 間	既定限度額	補正限度額	計
145	都立学校校舎等新改築工事	平成31年度～平成36年度	33,467,837	972,000	34,439,837
156	暑さ対策事業	平成31年度	—	110,000	110,000
157	民間社会福祉施設建替促進施設（仮称）の整備	平成31年度	—	2,939,862	2,939,862
合 計			330,141,351	4,021,862	334,163,213

●東京都告示第十九号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、国土交通省関東地方整備局相武国道事務所長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成三十一年一月九日

東京都知事 小池 百合子

一 測量施行者 国土交通省関東地方整備局相武国道事務所

二 測量の種類 公共測量(基準点測量)

三 測量の区域 昭島市拝島町三丁目、緑町五丁目、松原町五丁目、福生市熊川、あきる野市引田及び八王子市上柚木三丁目各地内

四 測量の期間 平成三十一年一月八日から同年三月三十一日まで

●東京都告示第二十号

都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)第三十八条第一項の規定に基づき赤坂九丁目北地区市街地再開発組合の定款及び事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第十九条第一項の規定により、次のように告示する。

平成三十一年一月九日

東京都知事 小池 百合子

一 組合の名称

赤坂九丁目北地区市街地再開発組合

二 事業施行期間

平成二十五年十二月二十七日から平成三十一年三月三十一日まで

三 施行地区

港区赤坂九丁目地内

四 事務所の所在地及び設立認可の年月日

港区赤坂九丁目六番四十四号

平成二十五年十二月二十七日

五 定款及び事業計画の変更の認可の年月日

平成三十一年一月九日

●東京都告示第二十一号

都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)第三十八条第一項の規定に基づき田町駅前東口地区市街地再開発組合の定款及び事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第十九条第一項の規定により、次のように告示する。

平成三十一年一月九日

東京都知事 小池 百合子

一 組合の名称

田町駅前東口地区市街地再開発組合

二 事業施行期間

平成二十七年九月九日から平成三十一年三月三十一日まで

三 施行地区

港区芝浦三丁目地内

四 事務所の所在地及び設立認可の年月日

港区芝浦三丁目一番一号

平成二十七年九月九日

五 定款及び事業計画の変更の認可の年月日

平成三十一年一月九日

●東京都告示第二十二号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

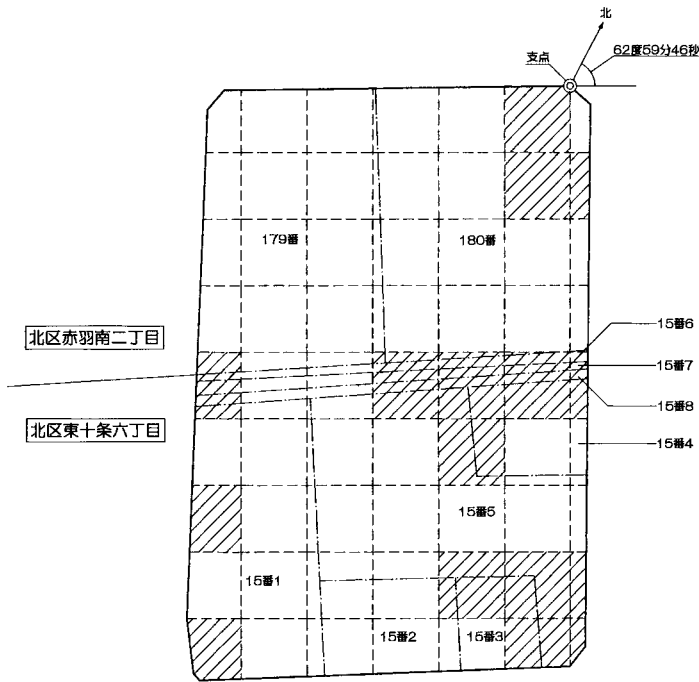
平成三十一年一月九日

東京都知事 小池 百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(北区赤羽南二丁目及び同区東十条六丁目地内)

二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項及び第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別図



【支点】  
支点は、北区赤羽南二丁目180番の最北端とする。

【格子の回転角度（62度59分46秒）】  
格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

凡 例	
—	敷地境界
---	隣境界
---	単位区画
▨	形質変更時要届出区域

●東京都告示第二十三号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

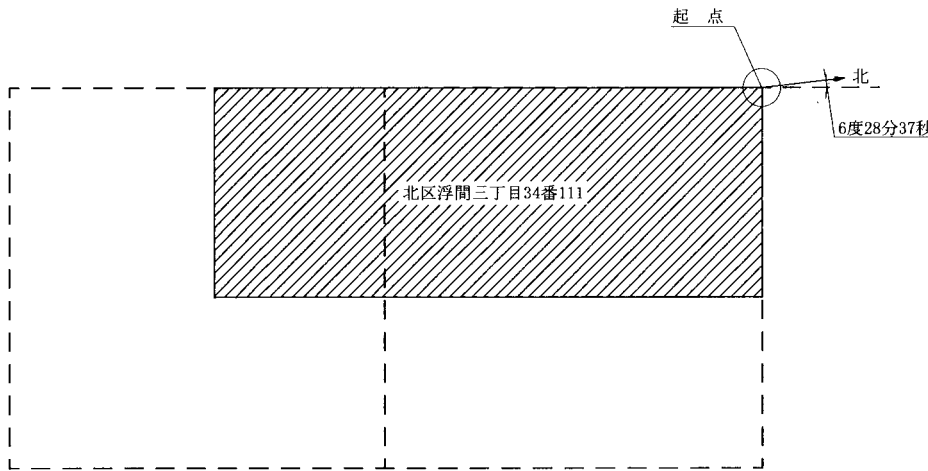
平成三十一年一月九日

東京都知事 小 池 百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（北区浮間三丁目地内）

二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 シアン化合物並びにふっ素及びその化合物

別 図



【凡例】

- : 単位区画
- : 調査対象地及び筆境界
- ▨ : 形質変更時要届出区域

【起点】

起点は、北区浮間三丁目34番111の最北端とする。

【格子の回転角度(6度28分37秒)】

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第二十四号

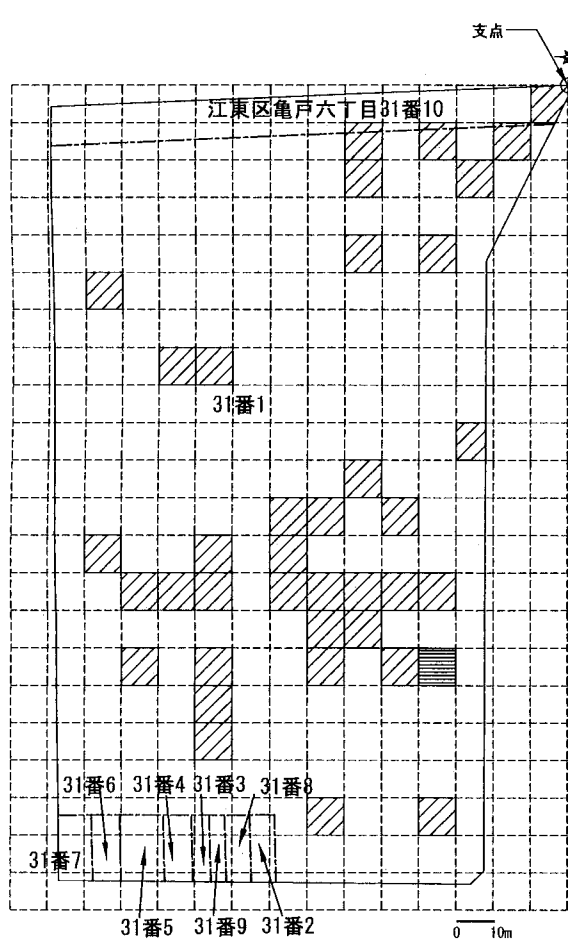
土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第二項の規定により、平成二十九年東京都告示第四百六号により指定した区域の一部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成三十一年一月九日



東京都知事 小 池 百合子

- 一 指定を解除する区域 別図のとおり(江東区亀戸六丁目目地内)
- 二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。)第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 シスー・ニージクロロエチレン、鉛及びその化合物並びに砒素及びその化合物
- 三 規則第三十一条第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物
- 四 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去

別 図



凡 例

-  指定を解除する区域
-  形質変更時要届出区域  
(平成29年東京都告示第406号により指定した区域)
- 単位区画
- 敷地境界
- ..... 筆境界

【支点】

支点は、江東区亀戸六丁目31番10の最北端とする。

【格子の回転角度(85度18分4秒)】

格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第二十五号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第六條第四項の規定により、平成二十八年東京都告示第八百四十二号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第五項において準用する同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成三十一年一月九日

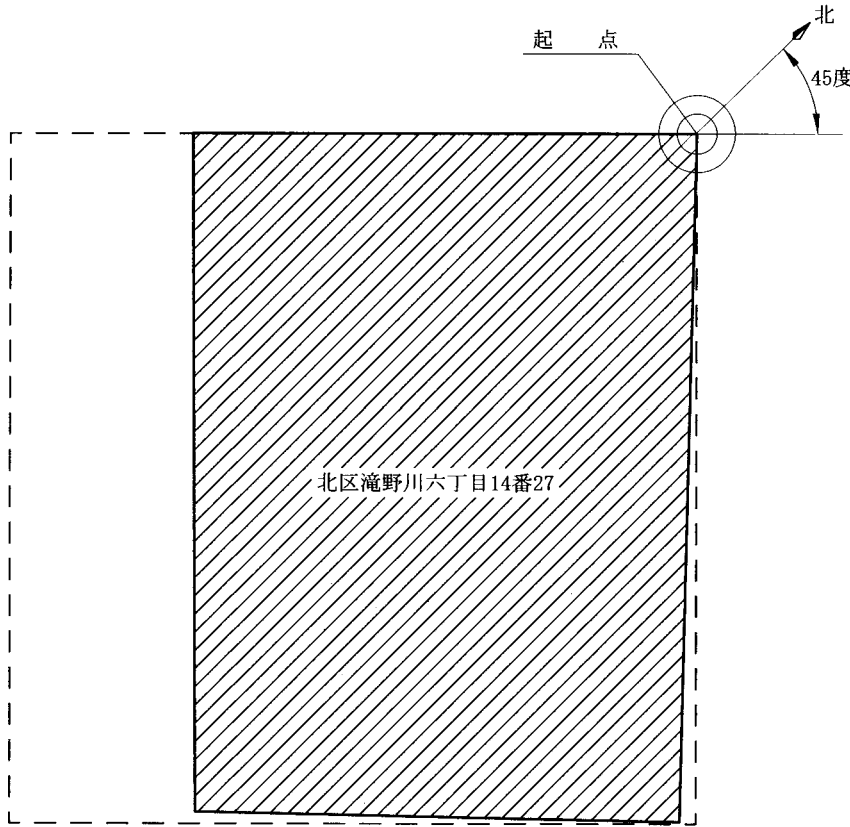
東京都知事 小 池 百合子

一 指定を解除する区域 別図のとおり(北区滝野川六丁目地内)


二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 テトラクロロエチレン

三 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去

別 図



【凡 例】

- : 調査対象地・筆境界
- - - : 単位区画
-  : 指定を解除する区域

【起 点】

起点は、北区滝野川六丁目14番27の最北端とする。

【格子の回転角度 (45度)】

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により形成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

発行 東京都  
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一  
 号  
 電話 〇三(五三二)一〇一一(代)

郵便番号  
 163-8001

定 価

本号 三〇円  
 一箇月 六、六〇〇円  
 (郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社  
 東京都文京区白山一丁目十三番七号  
 電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号  
 113-0001

公 告

市街地再開発組合の理事長の就任について

都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)第二十八  
 条第一項の規定により浜松町二丁目地区市街地再開発組  
 合から次に掲げる者が理事長に就任した旨の届出があつたの  
 で、同条第二項の規定により公告する。

平成三十一年一月九日

東京都知事 小 池 百合子

一 氏名

長井 裕久

二 住所

港区芝二丁目三番三号